

評価制度の見直し（検討のための素案）

資料 2

中央教育審議会
大学分科会 大学教育部会（第10回）
H24. 2. 22

基本的な方針	視点	対応
(1)評価を通じた質の保証・向上の促進	①教育研究成果を重視した評価	<p>【教育環境を中心とした評価から、教育研究成果を中心とした評価へ】</p> <p>■教育目的や教員数等、教育課程の編成状況など、教育研究環境を中心とした評価から、教育研究活動の状況や教育研究の成果、成果把握とそれによる改善を中心とした評価への発展を促進させる。 ⇒認証評価機関が教育研究成果の評価に対応できるよう、実態把握の手法を開発するとともに、共通の評価内容として教育研究成果を位置付け。</p>
	②機能別分化の進展に対応した評価の多様化	<p>【多様な大学の状況を踏まえた評価】</p> <p>■大学の多様性に対応した評価を行うため、一定要件を満たす大学は、最低限の質保証のための評価を簡素化し、特定の教育研究活動（国際的な教育活動、教養教育、地域貢献など）に重点を置いた評価を実施。 ⇒認証評価の実施方法または新たな評価の類型として、特定の教育研究活動に重点を置いた評価を位置付け。</p>
	③評価結果を改善につなげる仕組みの構築	<p>【具体的な教育研究の改善に資する評価へ】</p> <p>■評価結果のフォローアップ ■評価結果を踏まえた情報提供 ⇒共通の仕組みとして「追評価」の位置付け、認証評価機関が連携して評価を通じて把握された優れた取組・改善事例や課題の分析の情報を発信。</p>
(2)社会との関係の強化		<p>【ピアレビューを前提としながら、幅広い関係者の声を反映する仕組み】</p> <p>■認証評価において、高等学校や自治体、産業界など幅広い関係者の意見を聞く。 ■認証評価機関が、活動状況を積極的に社会へ公表する。 ■評価制度の不断の改善のための調査研究の実施。 ⇒認証評価機関の共通的な取組として位置付け。</p>
(3)評価の効率化	①各大学における改革の進展に対応した評価の簡素化	<p>■「大学ポートレート（仮称）」等を用いて積極的に情報公表に取り組む大学の負担軽減 認証評価機関の判断により、情報公表に積極的に取り組んでいることなど一定の要件の下で、評価を簡素化できるようにする。 ⇒認証評価を簡素化するための要件や共通的な仕組みを規定。</p>
	②評価制度間の関係の効率化	<p>■国立大学法人評価と認証評価の一体的実施 ⇒国立大学法人評価において、認証評価の結果を活用するなど、評価業務の効率化を図る。</p> <p>■認証評価の機関別評価と専門職大学院評価の調整 ⇒機関別評価にあたり、専門職大学院評価の結果を活用するなど、評価業務の効率化を図る。</p>

(1) 評価を通じた質の保証・向上の促進

①教育研究成果を重視した評価

(現状)

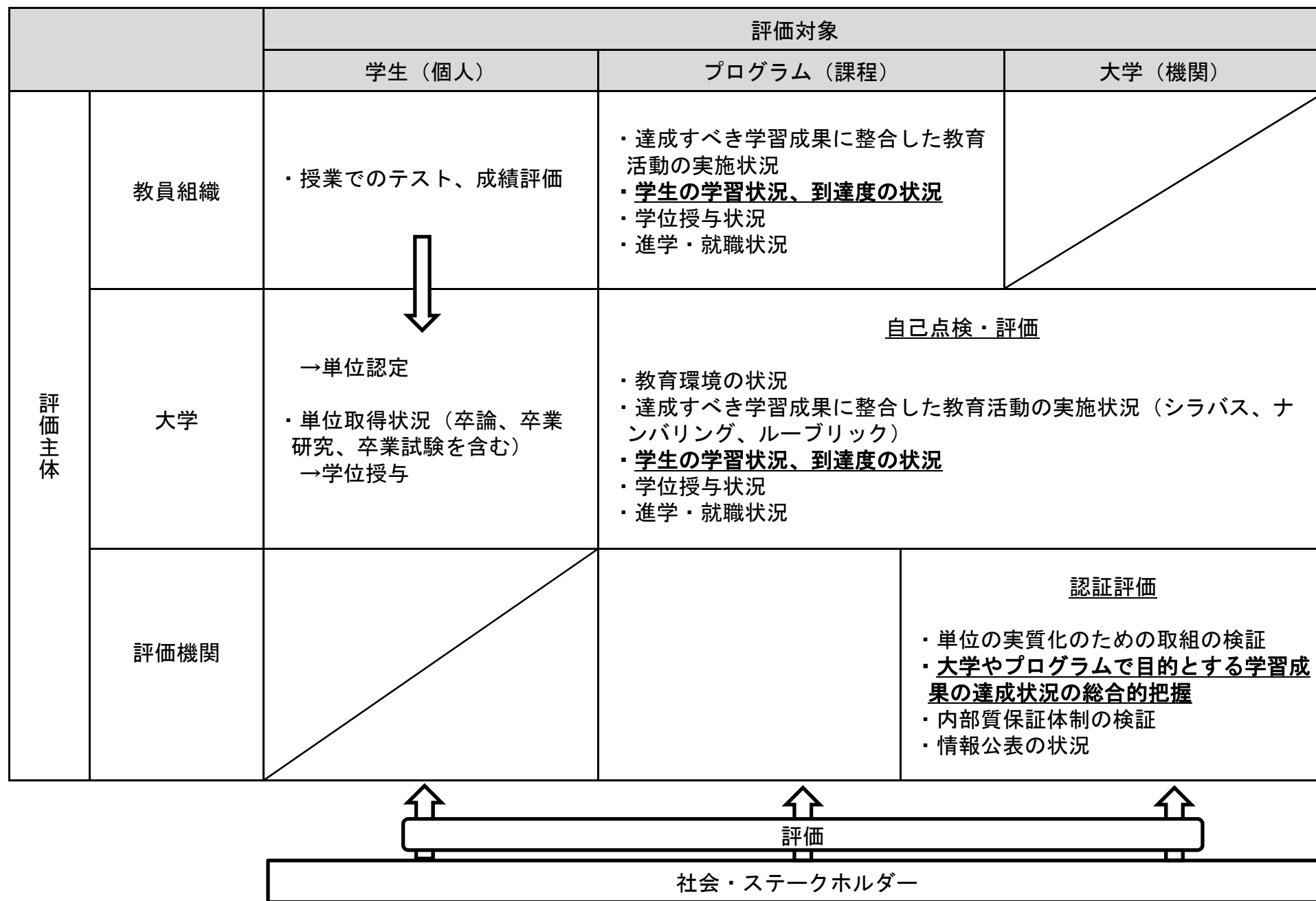
- 認証評価機関の認証基準（いわゆる細目省令）では、評価項目として、以下の8項目を規定
1. 教育研究上の基本となる組織, 2. 教員組織, 3. 教育課程, 4. 施設及び設備, 5. 事務組織,
6. 教育研究活動等の情報公表, 7. 財務, 8. その他教育研究活動等
- 各認証評価機関では、第2サイクル（平成23年度～）にあたり、評価項目に「学習成果」や「内部質保証」を設けている。
- こうした認証評価機関の取組を促進するとともに、必要な環境整備を行うことが課題。

(改革の方向性)

各認証評価機関が、評価項目として「教育研究活動の成果」を位置付けるようにする。

- ・学習成果や内部質保証の考え方について、調査・審議し、それを踏まえ共通的な評価項目に位置付ける。
- ・あわせて、学習成果を把握するためのツールについて、評価機関と連携しつつ開発する。

学習成果を重視した評価について



(参考) 学習成果や内部質保証を重視した評価への転換

- 自己点検・評価を通じて、人材養成目的や知識・技能体系等を明確にし、それが機能していることを確認することなどが課題。
- 第2サイクルの認証評価では、各認証評価機関は、学習の成果や大学の自主的・自立的な質保証を重視した評価に発展させている。

例：大学基準協会

①学習成果の評価

各大学において、学習成果を的確に評価するために、評価方法や評価指標の開発を進めるとともに、学位授与方針に基づき、適切に学位授与が行われていることを評価する。

②内部質保証の評価

積極的な情報公開、自己点検・評価の実施とそれに基づく改革・改善を行う体制の整備などについて評価する。

例：大学評価・学位授与機構

①学習成果の評価

人材養成目的に照らして、身に付けるべき知識・技能・態度等について、また、卒業後の進路状況等から判断して学習成果が上がっているかを評価する。

②教育の内部質保証システムの評価

教育の状況を点検・評価し、改善・向上を図るための体制整備、教員等に対する研修など資質向上のための取組の状況について評価する。

旧基準	→	新基準
1 理念・目的		1 理念・目的
2 教育研究組織		2 教育研究組織
3 教育内容・方法		3 教員・教員組織
4 学生の受入れ		4 教育内容・方法・成果
5 学生生活		5 学生の受入れ
6 研究環境		6 学生支援
7 社会貢献		7 教育研究等環境
8 教員組織		8 社会連携・社会貢献
9 事務組織		9 管理運営・財務
10 施設・設備		10 内部質保証
11 図書・電子媒体等		
12 管理運営		
13 財務		
14 点検・評価		
15 情報公開・説明責任		

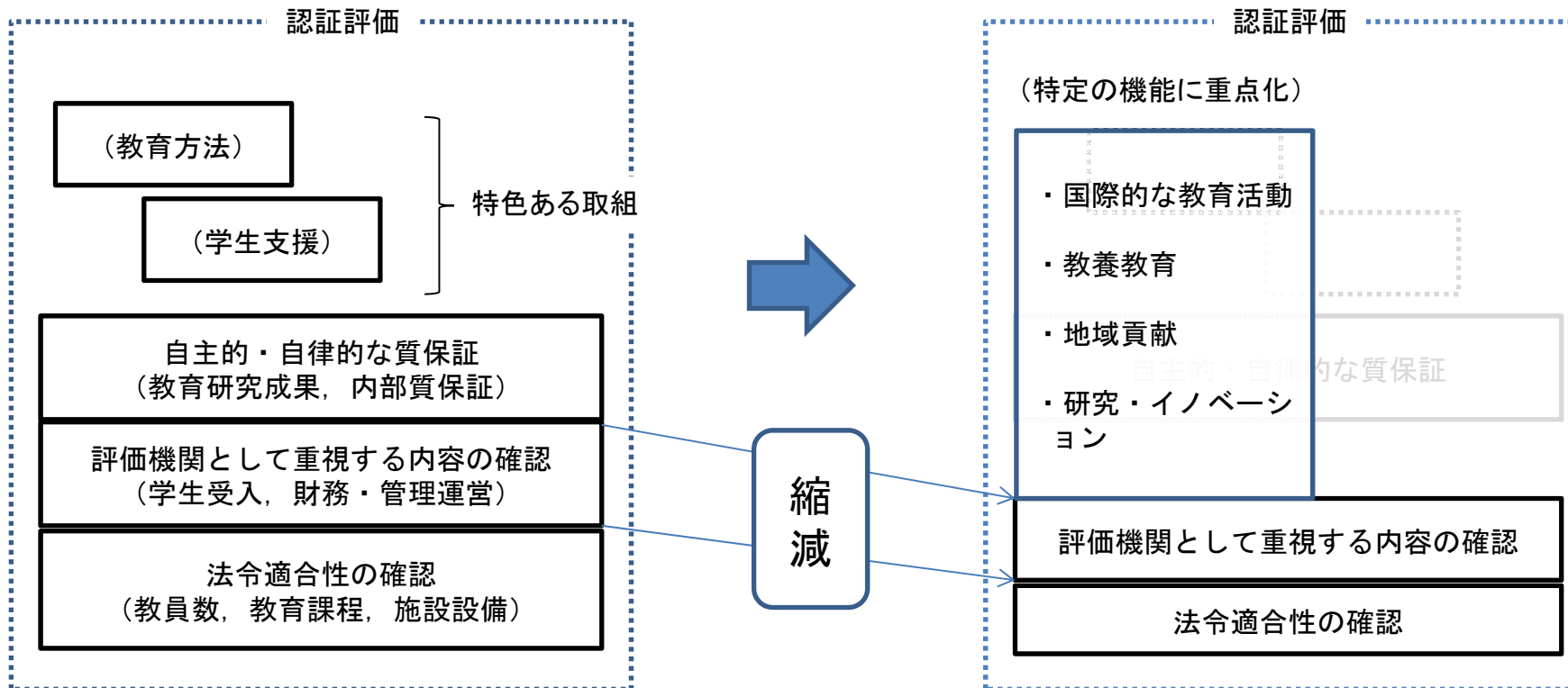
旧基準	→	新基準
1 大学の目的		1 大学の目的
2 教育研究組織（実施体制）		2 教育研究組織
3 教員及び教育支援者		3 教員及び教育支援者
4 学生の受入		4 学生の受入
5 教育内容及び方法		5 教育内容及び方法
6 教育の成果		6 学習成果
7 学生支援等		7 施設・設備及び学生支援
8 施設・設備		8 教育の内部保証システム
9 教育の質の向上及び改善のためのシステム		9 財務基盤及び管理運営
10 財務		10 教育情報の公表
11 管理運営		

(参考) 学習成果に関する評価基準

	大学評価・学位授与機構	大学基準協会	日本高等教育評価機構
評価基準	<p>基準6 学習成果</p> <p>6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。</p> <p>6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。</p>	<p>4 教育内容・方法・成果について</p> <p>(4) 成果</p> <p>大学は、学習成果を的確に評価するために、その評価方法や評価指標の開発に努めなければならない。</p> <p>大学は、いずれの課程においても、明示された学位授与方針に基づき、一定の成果を修めたと認定された学生に対して、学位を授与する必要がある</p>	<p>基準2. 学修と教授</p> <p>2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック</p>
評価基準等の詳細	<p>【基本的な観点】</p> <p>6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。</p>	<p>【点検・評価項目】</p> <p>4 教育内容・方法・成果</p> <p>○成果</p> <p><点検・評価項目></p> <p>(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用 ・学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価） <p><点検・評価項目></p> <p>(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位授与基準、学位授与手続きの適切性 ・学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保する方策 	<p>【評価の視点】</p> <p>2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の開発</p> <p>2-6-② 教育内容・方法及び学習指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック</p>

(1) ② 機能別分化の進展に対応した評価の多様化

- 認証評価において、大学全体の評価を行う内容（法令適合性の確認など）を、縮減する。
その上で、特に、教育研究の成果、内部質保証、特色ある取組などの観点について、特定の教育研究活動に重点化する。
（例えば、教育研究成果の評価については、「グローバル人材の育成」の観点で評価するなど）
- 認証評価機関は、特定の教育研究活動に着目した評価基準を整備するなどして、機能別分化に対応する。



(参考) 大学の機能に着目した評価の実施について

- 大学の機能別分化が進展する中で、各大学の多様性に対応した評価の必要性が高まっている。
- 認証評価機関では、大学として共通に評価すべき内容に加えて、各大学が特に重視する教育研究活動の状況を適切に評価するための取組を行っている。

例：大学評価・学位授与機構

大学機関別選択評価

1. 評価事項

(1) 現状

「研究活動の状況」、「地域貢献活動の状況」の2つの評価を、希望する大学を対象に行っている。

＜平成22年度に評価を受けた大学＞

「研究活動の状況」の評価：7大学

「地域貢献活動の状況」の評価：12大学

(2) 評価事項の追加

平成25年度から、「教育の国際化の状況」の追加を検討中。

2. 評価項目

(1) 「研究活動の状況」の評価

① 実施体制等

- ・研究の実施体制及び支援・推進体制
- ・研究活動に関する施策
- ・研究活動の質の向上のための検証，問題点改善のための取組

② 実施状況，成果

- ・研究活動の実施状況の活発性
- ・研究実績の質の状況
- ・社会・経済・文化の発展に資する研究成果

(2) 「地域貢献活動の状況」の評価

① 実施状況，成果

- ・地域貢献活動の目的と計画の策定
- ・地域貢献活動の実施状況
- ・地域貢献活動の成果の状況
- ・改善のための取組

例：日本高等教育評価機構

大学独自の基準設定と自己点検・評価の位置付け

平成24年度からの新たな評価基準では、全大学に共通する評価基準に加えて、各大学が使命・目的に基づく大学独自の基準設定と自己点検・評価を位置付け、大学の個性・特色をより重視した評価を実施することとしている。

旧基準	新基準
1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	→ 1 使命・目的等
2 教育研究組織	2 学修と教授
3 教育課程	3 経営・管理と財務
4 学生	4 自己点検・評価
5 教員	<u>使命・目的に基づく大学独自の基準設定と自己点検・評価</u>
6 職員	
7 管理運営	
8 財務	
9 教育研究環境	
10 社会連携	
11 社会的責務	

(1) ③評価結果を改善につなげる仕組みの整備

(現状)

- 平成22年度までの第1サイクルを通じて、教育研究活動の状況や課題の把握、教職員の教育研究への取組の意識向上が進んだ。
- 認証評価や自己点検・評価の結果に基づき、その教育研究活動の更なる改善を進めている大学は多くないとの指摘がされている。
- 認証評価機関では、評価において改善すべき点として指摘した事項については、一定期間経過後に改善の進捗状況を確認する仕組み（再評価や追評価）を設けている。
- また、評価結果の報告書では、判定結果とともに、改善すべき点や特に優れた点などに言及し、各大学における取組を促している。

(改革の方向性)

評価結果を大学の改善にいかしていくため、認証評価機関の共通的な取組として、以下を位置付ける。

- ・ 評価結果のフォローアップ
→ 評価機関が、課題として指摘した事項について、一定期間経過後にどのように改善しているか検証し、公表する。
- ・ 評価結果を踏まえた情報提供
→ 評価機関が、毎年度の評価を通じて把握する各大学の優れた取組や課題解決事例について幅広く情報発信する。

(2) 社会との関係の強化

(現状)

- 認証評価は、各大学や認証評価機関が多くのコストを投じて実施し、様々な改善の成果が出ているものの、それらが十分に認知されておらず、また共有する取組が十分ではない。
- 大学進学率の上昇や新規就業者の過半を大学卒業者が占める状況において、大学評価においても幅広い関係者の意見を踏まえることが必要。

(改革の方向性)

ピアレビューを前提としながら、高等学校や自治体、産業界など幅広い関係者の声を反映する仕組みにする。

- 認証評価機関の取組として、以下を位置付け。
 - ・ 評価にあたっては、高等学校や自治体、産業界など幅広い関係者の意見を聞く。
 - ・ 認証評価機関が、活動状況を積極的に社会へ公表する。
 - ・ 大学評価など質保証に関する調査研究を行い、評価の質を継続的に向上させること。

(参考) 認証評価の方法・実施体制

- 認証評価の実施方法や実施体制について、評価機関を認証する際の基準において大枠を示しており、具体的な方法については、各認証評価機関が定めている。
- 認証評価機関では、第2サイクルにあたり、評価の方法についても見直しを行っている。

■評価の方法

自己点検・評価の分析及び実地調査を含むこと

→機関別評価については、判定方法(「適合」、「不適合」など)や評価結果を受けた評価機関の対応について定めていない。

■評価の実施体制

- ・評価の業務は、大学の教員及びそれ以外の者が従事すること。
- ・大学の教員が所属大学の評価に従事しないこと。
- ・評価に従事する者に研修等を実施すること。
- ・機関別評価と専門職大学院評価を同時に実施する場合には、それぞれ実施体制を整備していること。
- ・認証評価業務とそれ以外の業務に係る経理を区分すること。

■評価結果のフォローアップに関する各認証評価機関の対応 <大学基準協会>

・再評価

評価の結果、期限付適合と判定された場合は、その原因となった事項について、3年後までに再評価を受けること必要。

・追評価

評価の結果あるいは再評価の結果、不適合と判定された場合は、その原因となった事項について、翌年度または翌々年度に追評価を受けることができる。

<大学評価・学位授与機構>

・追評価

評価の結果、基準を満たしていないと判断された場合は、当該基準に限定して、余翌年度までは追評価を受けることができる。

<日本高等教育評価機構>

・再評価

評価の結果、保留と判定された場合は、満たしていないと判定された基準に関して、3年以内に再評価を受けることができる。

(3) 評価の効率化

①各大学における改革の進展に対応した評価の効率化

(現状)

- 教育情報の公表について
 - ・平成23年度から教育情報の公表が義務化されており，各大学ではホームページ等を通じて情報公表を進めている。
 - ・また，教育情報の活用・公表を促進するため，大学ポートレート（仮称）の整備が進められている。
- 第1サイクルにおける評価の実施状況
 - ・平成16～22年度の第1サイクルにおいて，平成16年度以前から設置されていた大学は，全て評価を実施。

【認証評価の第一サイクルの実施結果】

	(財)大学基準協会				大学評価・学位授与機構			(財)日本高等教育評価機構			
	適合	不適合	保留	計	適合	不適合	計	適合	不適合	保留	計
大学数	303	3	21	327	124	1	125	251	1	20	272
割合	93%	1%	6%	100%	99%	1%	100%	92%	0.4%	7%	100%

(改革の方向性)

- ・情報公表との連携
 - 大学ポートレート（仮称）を用いるなどにより，教育研究活動の状況の積極的な情報発信に取り組む大学については，通常より簡素な評価を受けることができるようにする。
- ・評価の実績の考慮
 - 評価の実績や評価結果を踏まえた改善の取組などを踏まえて，評価機関の判断により評価項目を削減するなど評価に関する負担を軽減できるようにする。

(参考) 教育情報の公表

○ 大学が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進することを目的として、平成23年度に施行。

① 大学は、教育研究活動等の状況の情報を公表するものとする。

(ア) 大学の教育研究上の目的。

各大学の人材養成上の目的を明確にし、これに即して、体系的な教育課程を提供。また、責任ある人的、組織的体制、物的環境を整える。

(イ) 教育研究上の基本組織。

学部、学科又は課程等の名称。

(ウ) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績。

教員組織については、組織内の役割分担や年齢構成等を含む。教員数は、学校基本調査の回答に準じた公表が考えられ、必要な専任教員数を確保していることや、男女別、職別の人数の詳細。

各教員の業績は、研究業績等のほか、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、教員の専門性と提供できる教育内容。

(エ) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況。

学校基本調査の回答に準じた公表が考えられる。就職状況については、働き方が多様である状況を踏まえた公表も考えられる。

(オ) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画。

年間の授業計画については、シラバスや年間授業計画の概要を活用することが考えられる。

(カ) 学修の成果に係る評価及び卒業・修了の認定の基準。

必修科目、選択科目及び自由科目の別の必要単位修得数。

(キ) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境。

学生生活の中心であるキャンパスの概要、運動施設の概要、課外活動の状況及びそのために用いる施設、休息を行う環境その他の学習環境、主な交通手段等の状況。

(ク) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用。

寄宿舎や学生寮等の宿舎に関する費用、教材購入費、施設利用料等の費用。

(ケ) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援。

留学生支援や障害者支援など様々な学生支援の状況。

② 大学は、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努める。

大学の教育力の向上の観点から、学生がどのようなカリキュラムに基づき、何を学ぶことができるのかという観点で明確になるよう留意。

③ あわせて認証評価に関する基準を定める省令を改正。

教育情報の公表の状況について、認証評価を通じて明らかにするため、認証評価の基準に、教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関することを追加。

(参考) 大学ポートレート(仮称)の整備について

1. これまでの検討状況と方向性

教育情報協力者会議における検討

- ・教育情報の活用・公表の促進方策を審議
- ・平成23年8月に「中間まとめ」

→大学コミュニティが自主的・自律的に運営する情報発信基盤として「大学ポートレート(仮称)」の整備を提言



データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築

【趣旨】

- ・大学が教育情報を自らの活動状況を把握・分析することに活用。
- ・大学の多様な教育活動の状況を、大学教育に関係・関心を持つ国内外の様々な者に分かりやすく発信。
- ・基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し大学の業務負担軽減。

【運営】

大学と大学団体の参画により大学コミュニティが自主・自律的に運営する。

【内容】

- ・公表が義務化された教育情報、学校基本調査の基礎的な情報のほか、小規模大学や地方大学を含む各大学の特色・強みを表す。
- ・画一的なランキングを助長しないようにしながら、分野などに着目し一定の範囲で比較可能なものにする。
- ・グローバルな教育活動を重視する大学の海外発信に活用できるようにする。

2. 整備に向けた検討状況

大学ポートレート(仮称)準備委員会が発足(2月17日)

(構成)

- 設置形態別の大学団体
- 認証評価機関
- 日本私立学校振興・共済事業団
- その他有識者

当面の検討事項

(基本的な枠組み)

- ・国公私を通じた大学ポートレート・センター(仮称)の運営体制の在り方
- ・私立大学については、私学事業団において、データベースが構築されていることを前提とし、その連携の在り方

(情報内容等)

- ・大学間で共有する情報、社会に公表する情報を選定を具体的に検討
- ・インターネットの表示イメージの検討
- ・認証評価との連携
- ・国や独立行政法人が行う各種調査の見直し

(参考) 韓国における情報公示制度の導入と大学評価について

1. 「総合評価認定制」について－1994年～2008年－

韓国では、国公立大学の全てが加盟する韓国大学教育協議会が、1994年から「総合評価認定制」を実施してきた。

「総合評価認定制」は、大学全体の評価を行ういわゆる機関別評価であり、第1期は1994年～2000年、第2期は2001年～2006年に評価が行われ、全ての大学が2回の評価を受けている。

2. 新たな評価システムについて－2009年から－

韓国大学教育協議会による「総合評価認定制」については、第2期の終了時期に様々な課題が指摘され、特に、①評価の画一性、②評価における専門性の不足、③国際基準として不十分などが問題となった。

こうした課題を受け、政府は2007年に高等教育法を改正し、以下の3点からなる新たな大学評価の枠組みを定めた。

①自己評価の義務付け

各大学に2年に1回、自己評価報告書を作成することを義務付ける。評価の項目等は各大学に委ねられる。

②第三者評価機関の評価（任意）

各大学は、自己評価報告書に基づき第三者評価機関による評価を受けることができる。第三者評価機関は自由に創設でき、政府の委員会の「認定」を得なければならない。

③情報公示制の導入

各大学に対し、55項目からなる情報の公表を義務付け、政府が指定する機関が管理するウェブサイトに公表する。

(参考) 評価項目の簡素化に関する検討イメージ

細目省令に定める評価内容

認証評価で評価すべき内容は、細目省令第2条第2項において、大まかに規定している。

<細目省令>	→	<大学設置基準>
一 教育研究上の基本となる組織		第2章 教育研究上の基本組織
二 教員組織		第3章 教員組織
三 教育課程		第6章 教育課程
四 施設及び設備		第8章 校地, 校舎等の施設及び設備等
五 事務組織		第9章 事務組織等
六 教育研究活動等の情報公表		学校教育法施行規則第172条の2
七 財務		法令の規定はない
八 その他教育研究活動等		法令の規定はない

【具体的な方法】

○評価機関の判断により、大学評価基準の項目を縮減できるようにする。

(検討のイメージ)

①学習成果を重視する観点

→主として、教育研究環境に関する評価項目（四 施設及び設備、五 事務組織）を含まない大学評価基準を設定

②情報公表を重視する観点

→情報公表によって実態把握ができる評価項目（八 その他教育研究活動等（→学生受入れ、学生支援などが中心））を含まない大学評価基準を設定

【項目を削減する場合の要件】

○前回の評価で、基準を十分に満たしていると判定されていること

○情報の公表が積極的に行われていること など

(3) ② 評価制度間の関係の効率化

国立大学法人評価と認証評価の関係

(現状)

- 国立大学法人評価は、「国立大学法人評価委員会」が、国立大学法人の業務運営について、毎事業年度及び中期目標期間（6年）ごとに業務実績の評価等を実施する。
中期目標期間の教育研究の状況の評価については、独立行政法人大学評価・学位授与機構に評価を要請し、その結果を尊重することとされている。
- 中期目標期間の教育研究の状況の評価に関して、認証評価と共通する業務もあることから、関係の整理・効率化が課題。

(改革の方向性)

- ・ 国立大学法人評価における認証評価の活用
- 国立大学法人の中期目標の達成状況の評価で、認証評価の結果を活用するなど、評価業務の効率化を図る。

専門職大学院評価と機関別評価の関係

(現状)

- 専門職大学院を置く大学は、機関別評価に加えて、当該専門職大学院について、5年以内に一度認証評価を受けるとされている。
- 専門職大学院の認証評価機関が小規模で運営上課題があること、また、特に専門職大学院のみを設置する大学院大学については、機関別評価と専門職大学院評価の関係の整理・効率化が課題。

(改革の方向性)

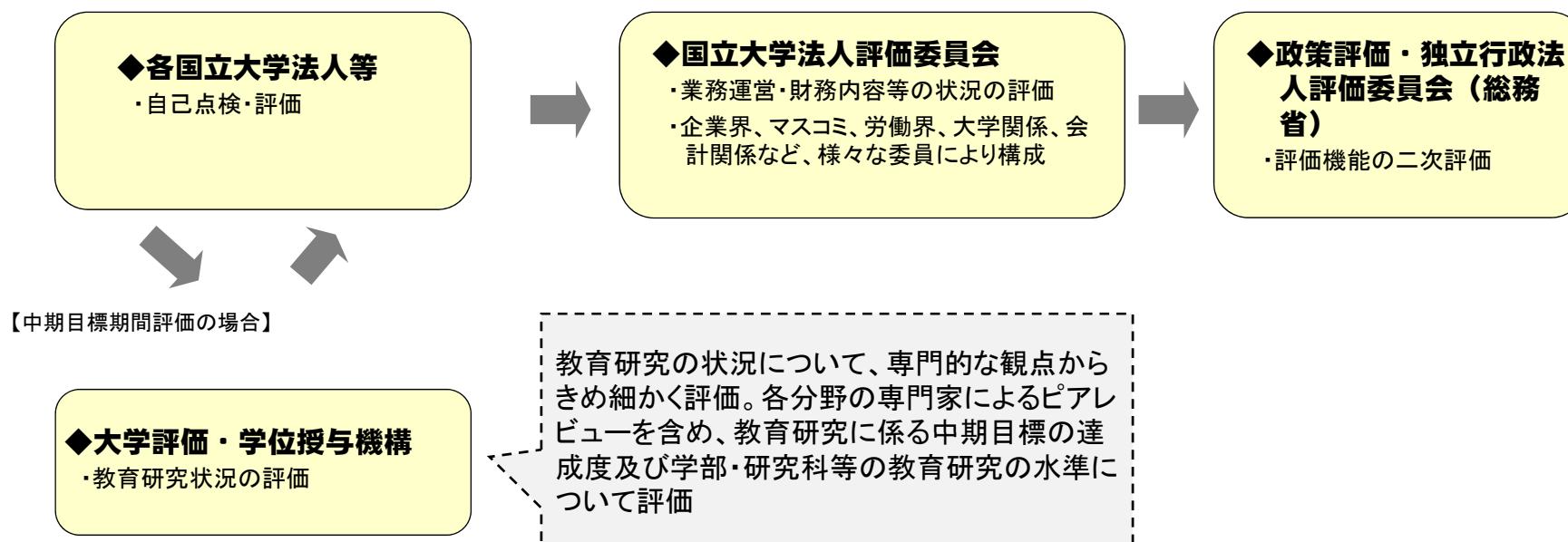
- ・ 認証評価の機関別評価と専門職大学院評価の調整
- 機関別評価で、専門職大学院評価の結果を活用するなど、評価業務の効率化を図る。

(参考) 国立大学法人評価の概要

【制度の概要】

- 目的は、「国立大学法人の継続的な質的向上」と「社会への説明責任の遂行」
- 「国立大学法人評価委員会」が、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務運営について、毎事業年度及び中期目標期間(6年)ごとに業務実績の評価等を実施。
- 各法人の自己点検・評価に基づき、各法人ごとに定められた中期目標の達成状況等について調査・分析を行い、法人の業務全体の総合的な評価を実施。
このうち、中期目標期間の教育研究の状況の評価については、独立行政法人大学評価・学位授与機構に評価を要請し、その結果を尊重。
- 国立大学法人評価は、法人間を相対的に比較するものではない。

【評価の流れ】



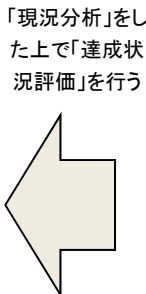
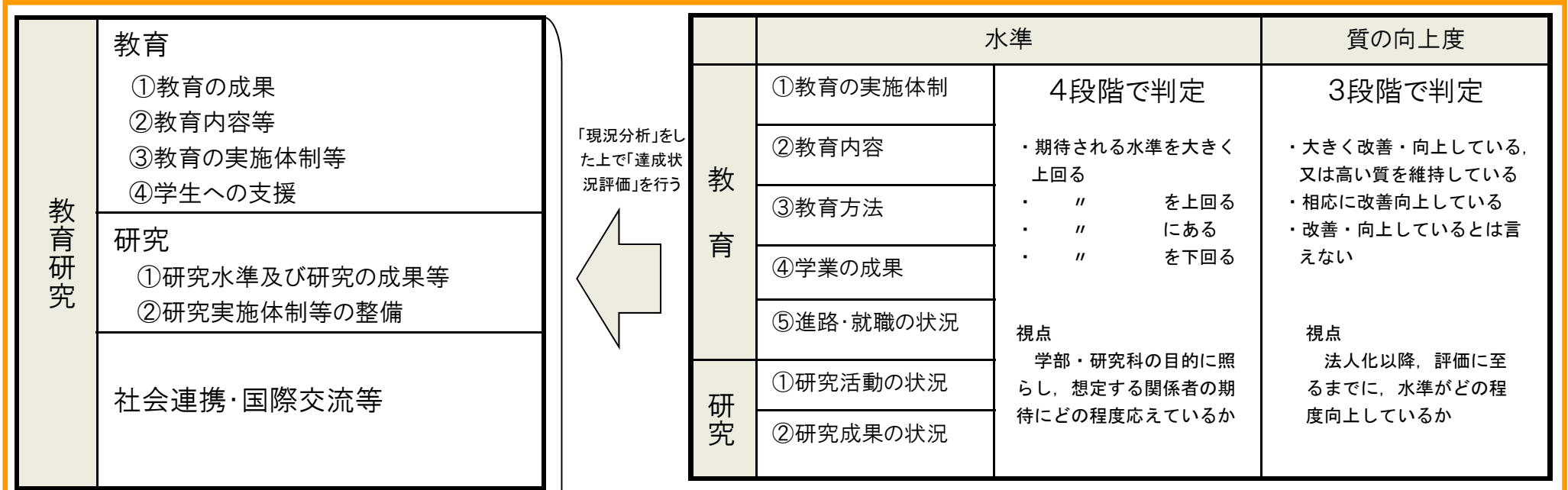
(参考) 国立大学法人評価の第1期中期目標期間の評価

中期目標に対する「達成状況評価」

(「教育研究」と「業務運営・財務内容等」の2つを評価)

学部・研究科ごとの「現況分析」

(教育と研究の現況に関し、水準と、法人化後の質の向上度を、大学の報告に基づいて分析)



「教育研究」の評価は、「評価委員会」の要請に応じ、大学評価・学位授与機構が実施。機構は、それに先立ち、学部・研究科ごとの現況を分析。

「国立大学法人評価委員会」が、各項目を5段階で判定
 「中期目標・中期計画の達成状況が非常に優れている」
 「 " が良好である」
 「 " がおおむね良好である」
 「 " が不十分である」
 「 " のためには重大な改善事項がある」

「達成状況評価」の「教育研究」の部分は、機構の評価結果を尊重

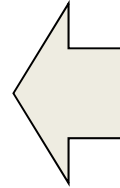
国立大学法人法と独立行政法人通則法が、評価の大枠を規定

(参考) 公立大学法人評価の概要

中期目標に対する「達成状況評価」

(「教育研究」と「業務運営・財務内容等」の2つを評価)

教育研究	住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上(教育研究の質の向上)
業務運営・財務内容等	業務運営の改善及び効率化
	財務内容の改善
	自己点検・評価及び情報提供
	その他業務運営



設置自治体の評価委員会が評価を行うに当たっては、認証評価を踏まえる。

- ・設置自治体の評価委員会において、中期目標の項目ごとに評価を行う。
- ・判定方法などは、設置者により異なる。

認証評価

	大学評価・学位授与機構	大学基準協会
教育	11の基準による評価	15の基準による評価
研究	大学が任意で受ける「選択評価」を実施	

地方独立行政法人法により中期目標に定める事項を規定しており、具体的な目標内容は設置団体の長が公立大学法人の意見を聴き、定める。

【実施状況】

平成22年度 国際教養大学
 平成23年度 岩手県立大学、首都大学東京、横浜市立大学、大阪府立大学、北九州市立大学、長崎県立大学

(参考) 機関別評価と専門職大学院評価について

	機関別認証評価	専門職大学院	
			うち法科大学院の適確認定
評価内容	①教育研究上の基本組織 ②教員組織 ③教育課程 ④施設及び設備 ⑤事務組織 ⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表 ⑦財務 ⑧ その他教育研究活動等に関することについて	① 教員組織 ② 教育課程 ③ 施設及び設備 ④ その他教育研究活動に関することについて	① 教育活動等の状況の情報提供 ② 入学者の多様性の確保 ③ 教員組織 ④ 学生数の適正管理 ⑤ 教育課程の編成 ⑥ 授業科目ごとの学生の数の設定 ⑦ 授業の方法 ⑧ 学修成果の評価及び修了認定の客観性・厳格性の確保 ⑨ 授業内容・方法の改善の組織的な実施 ⑩ 履修科目の登録の上限の設定 ⑪ 法学既修者の認定 ⑫ 教育上必要な施設及び設備 ⑬ 図書その他の教育上必要な資料の整備 ⑭ 修了者の進路に関すること(司法試験の合格状況を含む)
評価方法	自己点検・評価の分析及び実地調査の実施	(評価後の対応) 認証評価の後、次の認証評価を受ける前に、対象となった専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めること	(判定方法) 法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない
		大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること	当該専門職大学院の分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の実務に従事していること
評価体制			法曹としての実務の経験を有する者が認証評価の実務に従事していること